

京都
精神神経科
診療所協会

2019年度 臨時号	会長 川崎 淳	
	事務局長 歳森 康博	事務局 事務局長 歳森 康博
京都市中京区烏帽子屋町 493 まるいクリニック(知名、木村) TEL(075)257-5857 FAX(075)252-0055 http://kyotoseishin.com/index.html		

Fax ニュース追加

大事な内容を追加 Fax します。

1、電話再診にともなう臨時加算について（中島理事）

コロナ対策の一環として「電話や情報通信機器」を用いた診療による処方箋の発行などについての取り扱いは既に周知のことと思います。

電話再診では従来どおり通院精神療法の算定はできませんが、4月22日の厚労省の通知により、従前より通院精神療法を算定していた患者さんについては、電話再診時に「特定疾患療養管理料」の「2 許可病床数が100床未満の病院の場合」の147点を転用して月一回に限り算定できることとなりました。この管理料はレセコン（例ORCA）上では管理料 慢性疾患の診療（新型コロナウイルス感染症診療報酬上臨時的取扱 147点）として表示されます。この請求時には単に再診ではなく、電話再診としなければなりません。

この管理料は電話再診で薬剤を処方する、しないに関わらず、これまでに通院精神療法を算定していた患者さんに適用されるものです。

注意しなければならないのは従来「特定疾患療養管理料」を算定した場合には、同一月の精神科専門療法（通院・在宅精神療法、心身医学療法、精神科在宅患者支援管理料、てんかん指導料など）は算定できないとなっております。しかし、この点につきまして今回の特例措置でもそれが適用されるか現時点では明確になっておりません。このため、この4月レセプト請求にあたって精神科専門療法と、この電話再診に伴う管理料を請求された場合に保険者がこの管理料を容認するか、査定するかは不明ですのでご了解ください。

なお、この管理料は通知のあった4月22日以降に効力が発生し、それ以前に遡っての請求はできませんので確認してください。また、てんかんに関連する電話再診でも指導料に替えて、既に4月10日からこの扱いになっています。

2、新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続の 臨時的な取扱いについて（川崎会長）

厚労省より連絡がありました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、更新手続の臨時的な取扱いを行います。

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える者のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある者については、障害者手帳申請書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限の日から1年以内は当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができることとなります。

以上